

スイスにおける新型コロナウイルス関連情報（3月23日）

【ポイント】

- 3月23日12:00時点、スイス国内及びリヒテンシュタイン国内の累計感染者数（一次陽性判定者）は8,060人です。
- 日本入国時の国内乗り継ぎ便についての注意事項。
- 現在、スイスポストは日本等の海外への郵便の発送を一部停止しています。一方で、日本からスイスへの郵便の発送は遅延があるものの可能です。

1. 3月23日12時のスイス連邦内務省保健庁発表によると、スイス国内及びリヒテンシュタイン国内における感染者数等は以下のとおりです。

- （1）累計感染者数（一次陽性判定者）：8,060人。
- （2）地域：スイス全州及びリヒテンシュタイン
- （3）死亡者数（累計）：66人（前日比+6人）（さらに新型コロナウイルスによる疑いのある死者が4名）

2. 日本入国時の国内乗り継ぎ便についての注意事項

日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな措置

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C038.html

）に伴い、指定の流行地域（※）から来航する航空機等で入国する全ての方について、健康状態に異状のない方も含め、日本入国（到着）の際に、検疫所長の指定する場所（自宅など）で14日間待機し、空港等からの移動も含め電車、バス、タクシーなどの公共交通機関を使用しないことをお願いすることになります。このため、国内線への乗り継ぎがある方は地方空港への同日乗り継ぎは出来ませんのでご注意ください。

※指定の流行地域（国・地域）

韓国、中国（含む香港、マカオ）、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、イラン、エジプト。

○参考：厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関するQ&A（検閲に関する良くある質問）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanren_kigyuu_00001.html

3. 国際郵便関連情報

現在、国際航空便の大幅な減便及び停止に伴い、輸送容量が大きく削減されているため、スイスポストは日本等の海外への一般郵便の発送を停止しています。（受付停止対象国リスト [Länderliste \(PDF, 98 KB\)](#)）

例外として、速達便(Express)「至急(URGENT)」での発送は可能です。また、業務上の小包発送については、引き続きスイスポスト GLS での発送が可能です。一方で、現時点では、日本からスイスへの郵便の発送は遅延があるものの受け付けています。

最新の状況についてはスイスポストのホームページなどでご確認下さい。

○スイスポストの新型コロナウイルス関連情報HP（3月19日付け）

<https://www.post.ch/de/ueber-uns/medien/medienmitteilungen/2020/die-post-nimmt-fuer-zahlreiche-laender-keine-exportsendungen-mehr-an>

4. スイス鉄道（SBB）（3月19日付け発表からの追加点）

○GAトラベルカードについては、30日分の無料デポジットが可能。

詳しくは、SBB の以下 HP から、申請手続きが必要となります。

<https://www.sbb.ch/en/travelcards-and-tickets/railpasses/ga/overview-ga-travelcard/deposit-your-ga.html>

5. スイス国内の行動制限

スイス政府は非常事態として、3月16日から4月19日の期間の以下の行動制限を発表しています。また、各州政府は、それぞれ行動制限を発表しています。今後、さらなる措置がとられる可能性もありますので、連邦政府及び各州政府の発表にご留意ください。

(<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/dasbag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78513.html>)。

- ・食料品店及び薬局を除く全ての店舗、飲食店、娯楽施設等は4月19日迄閉鎖。
- ・公共の場所（散歩道や公園を含む）で6人以上の集まりは禁止。違反した場合は一人100スイスフランの罰金が科せられます。5人以下の場合は最低2メートルの対人距離を確保すること。
- ・衛生及び人と人との距離と確保すること。
- ・通勤、通院、食料品の買い物、誰かを助ける場合を除いて外出しないこと（特に持病のある方及び65歳以上の方）。特に感染の危険がある方は在宅勤務とし、不可の場合は勤務免除とすること。
- ・職場や工事現場においては衛生及び対人距離確保を守り、職場や工事現場にいる人数を減らし、休憩時間及び食堂に6人以上は集まらないこと。
- ・公私を問わず全てのイベントを禁止。
- ・全国的に義務教育以上の学校、教育機関の休校を4月19日迄延長。

【参考】

感染がさらに拡大する可能性がありますので、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

1. 在スイス日本大使館の新型コロナウイルス感染症特設ホームページ（随時更新）

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

2. 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

(1) 在留届 (3か月以上滞在する方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(2) 「たびレジ」 (3か月未満の旅行や出張などの際)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

3. 日本における水際対策強化：査証の制限 (外国人対象)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page6_000379.html

4. 日本における日本における水際対策強化：検疫の強化 (国籍を問わず対象)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C038.html

○厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanren_kigyuu_00001.html

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所 (ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州、ティチーノ州にお
住まいの方は在ジュネーブ領事事務所へご連絡ください)

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html